

議会議案第1号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

提出者

奈良市議会議員 森 田 一 成

賛成者

奈良市議会議員 宮 池 明

同 山 出 哲 史

同 白 川 健 太 郎

同 山 本 憲 宥

同 太 田 晃 司

同 横 井 雄 一

同 三 橋 和 史

同 柿 本 元 気

同 九 里 雄 二

同 松 岡 克 彦

## 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「選挙管理委員会事務局」を「選挙管理委員会」に、「公平委員会事務局」を「公平委員会」に、「監査委員事務局」を「監査委員」に改め、「事項」の次に「並びに他の常任委員会の所管に属しない事項」を加え、同項第2号中「農業委員会事務局」を「農業委員会」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

総務委員会及び観光文教委員会がそれぞれ所管とする行政委員会について、所管の明確化とその表現の統一を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議会委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人            総合政策部、総務部、財務部、会計契約部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>(2) 観光文教委員会 8人            観光経済部、農業委員会事務局及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人            総合政策部、総務部、財務部、会計契約部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 観光文教委員会 8人            観光経済部、農業委員会及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)～(6) 略</p>